

令和8年3月6日

第2回 平取町議会定例会議案



平 取 町

議 案 件 名

- 議案第 1 号 平取町総合計画の策定等に関する条例の制定について
- 議案第 2 号 平取町企業版ふるさと納税基金条例の制定について
- 議案第 3 号 平取町農業委員会委員の定数条例の制定について
- 議案第 4 号 平取町立へき地保育所条例を廃止する条例の制定について
- 議案第 5 号 特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例について
- 議案第 6 号 平取町重度心身障がい者及びひとり親家庭等医療費の助成に関する条例の一部を改正する条例について
- 議案第 7 号 平取町乳幼児等医療費助成に関する条例の一部を改正する条例について
- 議案第 8 号 びらとり温泉の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例について
- 議案第 9 号 第7次平取町総合計画の策定について
- 議案第10号 平取町過疎地域持続的発展市町村計画の策定について
- 議案第11号 財産の無償譲渡について
- 議案第12号 令和7年度 平取町一般会計補正予算（第13号）
- 議案第13号 令和7年度 平取町介護保険特別会計補正予算（第3号）
- 議案第14号 令和7年度 平取町国民健康保険病院特別会計補正予算（第1号）
- 議案第15号 令和8年度 平取町一般会計予算
- 議案第16号 令和8年度 平取町国民健康保険特別会計予算
- 議案第17号 令和8年度 平取町後期高齢者医療特別会計予算
- 議案第18号 令和8年度 平取町介護保険特別会計予算
- 議案第19号 令和8年度 平取町国民健康保険病院特別会計予算
- 議案第20号 令和8年度 平取町簡易水道事業会計予算

議案第 1 号

平取町総合計画の策定等に関する条例の制定について

平取町総合計画の策定等に関する条例を次のとおり制定する。

令和 8 年 3 月 6 日 提出

平取町長 遠 藤 桂 一

平取町総合計画の策定等に関する条例

目次

- 第1章 総則（第1条―第2条）
- 第2章 総合計画審議会（第3条―第10条）
- 第3章 策定手続等（第11条―第13条）
- 第4章 雑則（第14条）
- 附則

第1章 総則

（趣旨）

第1条 この条例は、平取町自治基本条例（平成20年平取町条例第17号）第17条第1項に規定する総合計画の策定等に関し必要な事項を定めるものとする。

（総合計画の構成）

第2条 総合計画は、基本構想（総合的かつ計画的な町政の運営を図るための基本的な構想をいう。）及び基本計画（基本構想を実現するための町政全般にわたる施策の基本的な方針を体系的に示す計画をいう。）により構成するものとする。

第2章 総合計画審議会

（設置）

第3条 第11条の規定に基づき町長が諮問する事項について審議するため、平取町総合計画審議会（以下「審議会」という。）を設置する。

（組織）

第4条 審議会は、委員若干名をもって組織する。

2 町長は、次に掲げる者を審議会の委員に委嘱する。

- (1) 町政全般に関心があり、審議会の審議への参画を希望する町民
- (2) 公共的団体等から推薦された役職員
- (3) 関係行政機関の職員
- (4) 前各号に掲げるもののほか、町長が必要と認める者

（任期）

第5条 審議会の委員の任期は、委嘱の日から2年とし、補欠委員の任期は、前任者の残任期間とする。ただし、再任を妨げない。

2 町長は、特別な事由があるときは、任期中であっても委員を解嘱することができる。

（会長及び副会長）

第6条 審議会に会長及び副会長を置き、それぞれ委員の互選により定める。

2 会長は、審議会を代表し、会務を総理する。

3 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるとき又は会長が欠けたときは、その職務を代理する。

(会議)

第7条 審議会の会議（以下単に「会議」という。）は会長が招集し、会長はその議長となる。

2 会議は、委員の過半数の出席がなければ、開くことができない。

3 会議の議事は、出席した委員（議長である委員を除く。）の過半数で決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

(委員以外の者の会議への出席)

第8条 審議会は、必要があると認めるときは、会議に委員以外の関係者の出席を求め、その意見又は説明を聴くことができる。

(庶務)

第9条 審議会の庶務は、まちづくり課地域戦略係において行う。

(委任)

第10条 この章に定めるもののほか、審議会の運営に関し必要な事項は、会長が審議会に諮って定める。

第3章 策定手続等

(審議会への諮問)

第11条 町長は、基本構想の策定、変更（軽微な変更を除く。）若しくは廃止又は基本計画の策定、改定（計画の全面的な変更をいう。）若しくは廃止に当たっては、審議会に諮問しなければならない。

2 町長は、基本計画の一部を変更するに当たっては、必要に応じ審議会に諮問することができるものとする。

(議会の議決)

第12条 町長は、基本構想の策定、変更（軽微な変更を除く。）又は廃止に当たっては、前条第1項の規定による諮問に対する審議会の答申を受けた上で、議会の議決を経なければならない。

(総合計画の公表)

第13条 町長は、総合計画を策定し、変更し、又は廃止したときは、速やかにこれを公表するものとする。

第4章 雑則

(委任)

第14条 この条例に定めるもののほか、総合計画の策定に関し必要な事項は、町長が別に定める。

附 則

(施行期日)

1 この条例は、公布の日から施行する。

(平取町総合振興計画審議会条例の廃止)

2 平取町総合振興計画審議会条例（昭和41年平取町条例第17号）は、廃止する。

議案第2号

平取町企業版ふるさと納税基金条例の制定について

平取町企業版ふるさと納税基金条例を次のように制定する。

令和8年3月6日 提出

平取町長 遠藤 桂一

平取町企業版ふるさと納税基金条例

(設置の目的)

第1条 地域再生法（平成17年法律第24号）第5条第4項第2号に規定するまち・ひと・しごと創生寄附活用事業の財源に充てるため、法人からの寄附金を積み立てる平取町企業版ふるさと納税基金（以下「基金」という。）を設置する。

(積立て)

第2条 基金として積み立てる額は、寄附活用事業の財源として受領した寄附金の額その他一般会計歳入歳出予算（以下「予算」という。）で定める額とする。

(管理)

第3条 基金に属する現金は、金融機関への預金その他最も確実かつ有利な方法により保管しなければならない。

(運用益金の処理)

第4条 基金の運用から生ずる収益は、予算に計上して、この基金に繰り入れるものとする。

(繰替運用等)

第5条 町長は、財政上必要があると認めるときは、確実な繰戻しの方法、期間及び利率を定めて、基金に属する現金を歳計現金に繰り替えて運用することができる。

(処分)

第6条 基金は、第1条に規定する事業の財源に充てる場合に限り、予算の定めるところにより、これを処分することができる。

(委任)

第7条 この条例に定めるもののほか、基金の管理に関し必要な事項は、町長が別に定める。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

議案第3号

平取町農業委員会委員の定数条例の制定について

平取町農業委員会委員の定数条例を次のように制定する。

令和8年3月6日 提出

平取町長 遠藤 桂一

平取町農業委員会委員の定数条例

(趣旨)

第1条 この条例は、農業委員会等に関する法律（昭和26年法律第88号）第8条第2項の規定に基づき、平取町農業委員会委員の定数を定めるものとする。

(定数)

第2条 農業委員の定数は、14人とする。

附 則

(施行期日)

1 この条例は、令和8年7月20日から施行する。

(平取町農業委員会委員及び職員の定数条例の廃止)

2 平取町農業委員会委員及び職員の定数条例(平成29年1月30日条例第1号)は廃止する。

(準備行為)

3 農業委員の任命に関し必要な行為は、この条例の施行前においても行うことができる。

議案第4号

平取町立へき地保育所条例を廃止する条例の制定について

平取町立へき地保育所条例を廃止する条例を次のように制定する。

令和8年3月6日 提出

平取町長 遠藤 桂一

平取町立へき地保育所条例を廃止する条例

平取町立へき地保育所条例（令和7年平取町条例第3号）は、廃止する。

附 則

（施行期日）

1 この条例は、公布の日から施行する。

（遡及適用）

2 この条例の規定は、令和7年4月1日から適用する。

（経過措置）

3 令和7年3月31日以前に行われた処分、手続その他の行為については、なお従前の例による。

（平取町一般職の任期付職員の採用等に関する条例の一部改正）

4 平取町一般職の任期付職員の採用等に関する条例（平成元年平取町条例第25号）の一部を次のように改正する。

第5条を削り、第6条を第5条とする。

平取町一般職の任期付職員の採用等に関する条例 新旧対照表（下線の部分が改正部分）

改正案	現 行
<p>(委任) 第5条 (略)</p>	<p>(給与の特例) <u>第5条</u> <u>へき地保育所主任保育士については、月額5,000円の主任保育士手当を支給することができる。</u> (委任) <u>第6条</u> (略)</p>

議案第5号

特別職の職員で非常勤のもの報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例について

特別職の職員で非常勤のもの報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例を次のように定める。

令和8年3月6日 提出

平取町長 遠藤 桂一

特別職の職員で非常勤のものものの報酬及び費用弁償に関する条例の一部
を改正する条例

特別職の職員で非常勤のものものの報酬及び費用弁償に関する条例（昭和32年条例第3号）の
一部を次のように改正する。

別表を次のように改める。

別表（第1条関係）

（単位：円）

職名		報酬		摘要
		支給区分	金額	
産業医		月額	70,000	
農業委員会	会長	〃	43,000	
	委員	〃	34,000	
	農地利用最適化 推進委員	〃	22,000	
教育委員会委員		〃	34,000	
監査委員	知見	〃	43,000	
	議会選任	〃	38,000	
選挙管理委員会	委員長	〃	12,000	
	委員	〃	9,500	
	補充員	日額	6,000	
選挙長、投票所の投票管理者、期日前投票所の 投票管理者、開票管理者、投票所の投票立会 人、期日前投票所の投票立会人、開票立会人及 び選挙立会人		〃	国会議員の 選挙等の執 行経費の基 準に関する 法律（昭和 25年法律第 179号）第1 項の各号に 定める額	
公平委員会	委員長	〃	6,500	
	委員	〃	6,000	
固定資産評価審査委員会	委員長	〃	6,500	
	委員	〃	6,000	
市町村の国民健康保険事業の運 営に関する協議会	会長	〃	6,500	
	委員	〃	6,000	
教育支援委員会委員		〃	6,000	

スポーツ推進委員		〃	6,000	
乳幼児健診医師		〃	100,000	
乳幼児健診歯科医師		〃	21,000	
国民保護協議会委員		〃	6,000	
生涯学習委員会	委員長	〃	6,500	
	委員	〃	6,000	
防災会議委員		〃	6,000	
防災会議専門委員		〃	6,000	
総合計画審議会	会長	〃	6,500	
	委員	〃	6,000	
	参与	〃	6,000	
みどり豊かな環境審議会	会長	〃	6,500	
	委員	〃	6,000	
	専門委員	〃	6,000	
表彰審議会	会長	〃	6,500	
	委員	〃	6,000	
行財政改革審議会	会長	〃	6,500	
	委員	〃	6,000	
景観審議会	会長	〃	6,500	
	委員	〃	6,000	
行政不服審査会	会長	〃	6,500	
	委員	〃	6,000	
文化財審議会	会長	〃	6,500	
	委員	〃	6,000	
町史編集委員会委員		〃	6,000	
町史編集委員会参与		〃	6,000	
民生委員推薦会	委員長	〃	6,500	
	委員	〃	6,000	
アイヌ住宅改良等資金貸付選考委員		〃	6,000	
事務事業評価外部委員会	学識経験者	〃	30,000	
	委員長	〃	6,500	
	委員	〃	6,000	
地域公共交通会議委員		〃	6,000	
町民税1%まちづくり会議	会長	〃	6,500	
	委員	〃	6,000	
地域包括支援センター運営協議会	会長	〃	6,500	
	委員	〃	6,000	

成年後見制度推進協議会	会長	〃	6,500	
	委員	〃	6,000	
障がい者計画及び障がい福祉計画策定委員会	会長	〃	6,500	
	委員	〃	6,000	
要保護児童対策地域協議会	会長	〃	6,500	
	委員	〃	6,000	
子ども・子育て会議	会長	〃	6,500	
	委員	〃	6,000	
子育てファイル策定委員会	委員長	〃	6,500	
	委員	〃	6,000	
高齢者福祉計画・介護保険事業計画検討委員会	委員長	〃	6,500	
	委員	〃	6,000	
高齢者福祉・介護保険運営委員会	委員長	〃	6,500	
	委員	〃	6,000	
町営住宅入居者選考委員会	委員長	〃	6,500	
	委員	〃	6,000	
地域自立支援協議会	会長	〃	6,500	
	委員	〃	6,000	
教育委員会外部評価委員	委員長	〃	6,500	
	委員	〃	6,000	
文化的景観保全委員会	委員長	〃	6,500	
	委員	〃	6,000	
平取町国民健康保険病院運営委員		〃	6,000	
その他		報酬の有無及びその額は町長が定める。		

附 則

この条例は、令和8年4月1日から施行する。

特別職の職員で非常勤のもの報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例 新旧対照表（下線の部分が改正部分）

改正案				現 行			
別表（第1条関係）		報酬		別表（第1条関係）		報酬	
職名		支給区分	金額	職名		支給区分	金額
			摘要				摘要
産業医		月額	70,000	産業医		月額	60,000
農業委員会	会長	〃	43,000	農業委員会	会長	〃	41,000
	委員	〃	34,000		委員	〃	32,000
	農地利用最適化推進委員	〃	22,000		農地利用最適化推進委員	〃	21,000
教育委員会委員		〃	34,000	教育委員会委員		〃	32,000
監査委員	知見	〃	43,000	監査委員会	知識人	〃	41,000
	議会選任	〃	38,000		議会選任	〃	36,000
選挙管理委員会	委員長	〃	12,000	選挙管理委員会	委員長	〃	11,500
	委員	〃	9,500		委員	〃	9,000
	補充員	日額	6,000		補充員	日額	6,000
選挙長、投票所の投票管理者、期日前投票所の投票管理者、開票管理者、投票所の投票立会人、期日前投票所の投票立会人、開票立会人及び選挙立会人		〃	国会議員の選挙等の執行経費の基準に関する法律（昭和25年法律第179号）第14条第1項各号に定める額	選挙長、投票所の投票管理者、期日前投票所の投票管理者、開票管理者、投票所の投票立会人、期日前投票所の投票立会人、開票立会人及び選挙立会人		〃	国会議員の選挙等の執行経費の基準に関する法律（昭和25年法律第179号）第14条第1項各号に定める額
		〃	〃	社会福祉業務嘱託（総務）		月額	8,000
		〃	〃	社会福祉業務嘱託（委員）		〃	7,000
公平委員会	委員長	〃	6,500	公平委員会	委員長	日額	5,000
	委員	〃	6,000		委員	〃	4,500
固定資産評価審査委員会	委員長	〃	6,500	固定資産評価審査委員会	委員長	〃	5,000
	委員	〃	6,000		委員	〃	4,500
市町村の国民健康保険事業の運営に関する協	会長	〃	6,500	市町村の国民健康保険事業の運営に関する協	会長	〃	5,000
	委員	〃	6,000		委員	〃	4,500
教育支援委員会委員		〃	6,000	教育支援委員会委員		〃	4,500
スポーツ推進委員		〃	6,000	スポーツ推進委員		〃	4,500

改正案				現 行			
乳幼児健診医師		〃	100,000	乳幼児健診医師		〃	100,000
乳幼児健診歯科医師		〃	21,000	乳幼児健診歯科医師		〃	21,000
国民保護協議会委員		〃	6,000	国民保護協議会委員		〃	4,500
生涯学習委員会	委員長	〃	6,500	生涯学習委員会	委員長	〃	5,000
	委員	〃	6,000		委員	〃	4,500
防災会議委員		〃	6,000	防災会議委員		〃	4,500
防災会議専門委員		〃	6,000	防災会議専門委員		〃	4,500
総合計画審議会	会長	〃	6,500	総合計画審議会	会長	〃	5,000
	委員	〃	6,000		委員	〃	4,500
	参与	〃	6,000		参与	〃	4,500
みどり豊かな環境審議会	会長	〃	6,500	みどり豊かな環境審議会	会長	〃	5,000
	委員	〃	6,000		委員	〃	4,500
	専門委員	〃	6,000		専門委員	〃	4,500
表彰審議会	会長	〃	6,500	表彰審議会	会長	〃	5,000
	委員	〃	6,000		委員	〃	4,500
行財政改革審議会	会長	〃	6,500	行財政改革審議会	会長	〃	5,000
	委員	〃	6,000		委員	〃	4,500
景観審議会	会長	〃	6,500	景観審議会	会長	〃	5,000
	委員	〃	6,000		委員	〃	4,500
行政不服審査会	会長	〃	6,500	行政不服審査会	会長	〃	5,000
	委員	〃	6,000		委員	〃	4,500
文化財審議会	会長	〃	6,500	文化財審議会	会長	〃	5,000
	委員	〃	6,000		委員	〃	4,500
町史編集委員会委員		〃	6,000	町史編集委員会委員		〃	4,500
町史編集委員会参与		〃	6,000	町史編集委員会参与		〃	4,500
民生委員推薦会	委員長	〃	6,500	民生委員推薦会	委員長	〃	5,000
	委員	〃	6,000		委員	〃	4,500
アイヌ住宅改良等資金貸付選考委員		〃	6,000	アイヌ住宅改良等資金貸付選考委員		〃	4,500
事務事業外部評価委員会	学識経験者	〃	30,000	事務事業外部評価委員会	学識経験者	〃	30,000
	委員長	〃	6,500		委員長	〃	5,000
	委員	〃	6,000		委員	〃	4,500
地域公共交通会議委員		〃	6,000	地域公共交通会議委員		〃	4,500
町民税1%まちづくり会議	会長	〃	6,500	町民税1%まちづくり会議	会長	〃	5,000
	委員	〃	6,000		委員	〃	4,500

改正案				現 行			
地域包括支援センター 運営協議会	会長	〃	6,500	地域包括支援センター 運営協議会	会長	〃	5,000
	委員	〃	6,000		委員	〃	4,500
成年後見制度推進協議 会	会長	〃	6,500	成年後見制度推進協議 会	会長	〃	5,000
	委員	〃	6,000		委員	〃	4,500
障がい者計画及び障が い福祉計画策定委員会	会長	〃	6,500	障がい者計画及び障が い福祉計画策定委員会	会長	〃	5,000
	委員	〃	6,000		委員	〃	4,500
要保護児童対策地域協 議会	会長	〃	6,500	要保護児童対策地域協 議会	会長	〃	5,000
	委員	〃	6,000		委員	〃	4,500
子ども・子育て会議	会長	〃	6,500	子ども・子育て会議	会長	〃	5,000
	委員	〃	6,000		委員	〃	4,500
子育てファイル策定委 員会	委員長	〃	6,500	子育てファイル策定委 員会	委員長	〃	5,000
	委員	〃	6,000		委員	〃	4,500
高齢者福祉計画・介護 保険事業計画検討委員	委員長	〃	6,500	高齢者福祉計画・介護 保険事業計画検討委員	委員長	〃	5,000
	委員	〃	6,000		委員	〃	4,500
高齢者福祉・介護保険 運営委員会	委員長	〃	6,500	高齢者福祉・介護保険 運営委員会	委員長	〃	5,000
	委員	〃	6,000		委員	〃	4,500
町営住宅入居者選考委 員会	委員長	〃	6,500	町営住宅入居者選考委 員会	委員長	〃	5,000
	委員	〃	6,000		委員	〃	4,500
地域自立支援協議会	会長	〃	6,500	地域自立支援協議会	会長	〃	5,000
	委員	〃	6,000		委員	〃	4,500
教育委員会外部評価委 員	委員長	〃	6,500	教育委員会外部評価委 員	委員長	〃	5,000
	委員	〃	6,000		委員	〃	4,500
文化的景観保全委員会	委員長	〃	6,500	文化的景観保全委員会	委員長	〃	5,000
	委員	〃	6,000		委員	〃	4,500
平取町国民健康保険病院運営委員	〃	〃	6,000	平取町国民健康保険病院運営委員	〃	〃	4,500
				鳥獣被害対策実施隊員	〃	〃	5,000
その他	報酬の有無及びその 額は町長が定める。			その他	報酬の有無及びその 額は町長が定める。		

議案第6号

平取町重度心身障がい者及びひとり親家庭等医療費の助成に関する条例の一部を改正する条例について

平取町重度心身障がい者及びひとり親家庭等医療費の助成に関する条例の一部を改正する条例を次のように定める。

令和8年3月6日 提出

平取町長 遠藤 桂 一

平取町重度心身障がい者及びひとり親家庭等医療費の助成に関する条例の一部を改正する条例

平取町重度心身障がい者及びひとり親家庭等医療費の助成に関する条例（平成13年平取町条例第13号）の一部を次のように改正する。

第2条第1項第2号中「第15条」を「第12条」に改める。

第4条第2項中「第5項」を「第6項」に改める。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

平取町重度心身障がい者及びひとり親家庭等医療費の助成に関する条例の一部を改正する条例 新旧対照表（下線の部分が改正部分）

改正案	現 行
<p>(定義)</p> <p>第2条 この条例において「重度心身障がい者」とは、次の各号のいずれかに該当する者をいう。</p> <p>(1) (略)</p> <p>(2) 児童福祉法（昭和22年法律第164号）<u>第12条</u>に規定する児童相談所、知的障害者福祉法（昭和35年法律第37号）第12条に規定する知的障害者更生相談所、精神保健及び精神障害者福祉に関する法律（昭和25年法律第123号。以下「精神保健福祉法」という。）第6条第1項に規定する精神保健福祉センター又は精神科を標ぼうする医療機関の医師において重度の知的障がい（知能指数がおおむね35以下、なお、肢体不自由、盲、ろうあ等の障がいを有する者については、おおむね50以下であって、日常生活において介護を必要とする者）と判定され、又は診断された者</p> <p>(3) (略)</p> <p>2～9 (略)</p> <p>(助成の額)</p> <p>第4条 (略)</p> <p>2 町長は、第2条<u>第6項</u>に規定する基本利用料の額が規則で定めるところにより算定した額を超えるときは、その超える額を助成することができる。</p>	<p>(定義)</p> <p>第2条 この条例において「重度心身障がい者」とは、次の各号のいずれかに該当する者をいう。</p> <p>(1) (略)</p> <p>(2) 児童福祉法（昭和22年法律第164号）<u>第15条</u>に規定する児童相談所、知的障害者福祉法（昭和35年法律第37号）第12条に規定する知的障害者更生相談所、精神保健及び精神障害者福祉に関する法律（昭和25年法律第123号。以下「精神保健福祉法」という。）第6条第1項に規定する精神保健福祉センター又は精神科を標ぼうする医療機関の医師において重度の知的障がい（知能指数がおおむね35以下、なお、肢体不自由、盲、ろうあ等の障がいを有する者については、おおむね50以下であって、日常生活において介護を必要とする者）と判定され、又は診断された者</p> <p>(3) (略)</p> <p>2～9 (略)</p> <p>(助成の額)</p> <p>第4条 (略)</p> <p>2 町長は、第2条<u>第5項</u>に規定する基本利用料の額が規則で定めるところにより算定した額を超えるときは、その超える額を助成することができる。</p>

議案第7号

平取町乳幼児等医療費助成に関する条例の一部を改正する条例について

平取町乳幼児等医療費助成に関する条例の一部を改正する条例を次のように定める。

令和8年3月6日 提出

平取町長 遠藤 桂 一

平取町乳幼児等医療費助成に関する条例の一部を改正する条例

平取町乳幼児等医療費助成に関する条例（平成13年平取町条例第14号）の一部を次のように改正する。

第8条中「及び」を「又は」に改める。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

平取町乳幼児等医療費助成に関する条例の一部を改正する条例 新旧対照表（下線の部分が改正部分）

改正案	現 行
<p>（助成金の返還）</p> <p>第8条 町長は、疾病又は負傷に関し損害賠償を受けた者又は偽り、その他不正な行為により助成を受けた者がいるときは、保護者から当該助成額の全部又は一部を返還させることができる。</p>	<p>（助成金の返還）</p> <p>第8条 町長は、疾病又は負傷に関し損害賠償を受けた者及び偽り、その他不正な行為により助成を受けた者がいるときは、保護者から当該助成額の全部又は一部を返還させることができる。</p>

議案第8号

びらとり温泉の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例について

びらとり温泉の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例を次のように定める。

令和8年3月6日 提出

平取町長 遠藤 桂 一

びらとり温泉の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例

びらとり温泉の設置及び管理に関する条例（平成26年平取町条例第9号）の一部を次のように改正する。

別表びらとり温泉の項料金の欄中「30,000円」を「60,000円」に、「20,000円」を「40,000円」に改める。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

びらとり温泉の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例 新旧対照表（下線の部分が改正部分）

改正案				現 行			
別表（第9条関係）				別表（第9条関係）			
区分	種別	利用区分	料金	区分	種別	利用区分	料金
びらとり温泉	和室・洋室（特別室）	1泊1人につき	<u>60,000円</u>	びらとり温泉	和室・洋室（特別室）	1泊1人につき	<u>30,000円</u>
	和室・和洋室	1泊1人につき	<u>40,000円</u>		和室・和洋室	1泊1人につき	<u>20,000円</u>
	洋室	1泊1人につき	<u>40,000円</u>		洋室	1泊1人につき	<u>20,000円</u>

議案第9号

第7次平取町総合計画の策定について

平取町自治基本条例第17条第1項に基づき、第7次平取町総合計画を別紙のとおり定めるものとする。

令和8年3月6日 提出

平取町長 遠藤 桂一

議案第10号

平取町過疎地域持続的発展市町村計画の策定について

過疎地域の持続的発展の支援に関する特別措置法第8条第1項の規定に基づき、平取町過疎地域持続的発展市町村計画を別紙のとおり定めるものとする。

令和8年3月6日 提出

平取町長 遠藤 桂一

議案第 11 号

財産の無償譲渡について

地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 96 条第 1 項第 6 号の規定により、次のとおり財産を無償で譲渡することについて、議会の議決を求める。

令和 8 年 3 月 6 日 提出

平取町長 遠藤 桂一

1 財産の表示

所 在	種別	地 目	地籍 (㎡)	備 考
沙流郡平取町字荷負 72 番地 15	土地	雑種地	193.00	ゲートボール場用地
沙流郡平取町字荷負 72 番地 16	土地	雑種地	356.00	ゲートボール場用地

2 譲渡の相手方

沙流郡平取町字荷負 72 番地 7
遠藤 壽 則

3 提案理由

当該地は、ゲートボール場用地として昭和 63 年 8 月 22 日付けで寄附を受けた土地であるが、ゲートボール場の役割を終えたことから、無償で譲渡するもの。

議案第12号

令和7年度 平取町一般会計補正予算（第13号）

令和7年度平取町一般会計補正予算（第13号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

第1条 歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ590,968千円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ8,636,568千円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表 歳入歳出予算補正」による。

（繰越明許費）

第2条 地方自治法第213条第1項の規定により、翌年度に繰越して使用することができる経費は、「第2表 繰越明許費」による。

（地方債の補正）

第3条 地方債の変更は、「第3表 地方債補正」による。

令和8年3月6日 提出

平取町長 遠藤 桂 一

第1表

歳入歳出予算補正

1. 歳入

(単位：千円)

款	項	補正前の額	補正額	計
2 地方譲与税		120,100	1,389	121,489
	3 森林環境譲与税	54,100	1,389	55,489
10 地方交付税		3,647,262	38,385	3,685,647
	1 地方交付税	3,647,262	38,385	3,685,647
15 国庫支出金		1,071,532	286,575	1,358,107
	1 国庫負担金	267,963	331	268,294
	2 国庫補助金	720,520	285,474	1,005,994
	3 国庫委託金	83,049	770	83,819
16 道支出金		475,688	△ 10,761	464,927
	1 道負担金	130,236	489	130,725
	2 道補助金	331,531	△ 11,250	320,281
17 財産収入		63,579	3,530	67,109
	1 財産運用収入	38,907	3,530	42,437
18 寄附金		400,100	5,850	405,950
	1 寄附金	400,100	5,850	405,950
19 繰入金		559,900	△ 14,400	545,500
	1 基金繰入金	559,900	△ 14,400	545,500
22 町債		576,000	280,400	856,400
	1 町債	576,000	280,400	856,400
歳入合計		8,045,600	590,968	8,636,568

2. 歳出

(単位：千円)

款	項	補正前の額	補正額	計
2 総務費		2,057,519	559,841	2,617,360
	1 総務管理費	1,998,913	559,841	2,558,754
3 民生費		1,395,461	1,864	1,397,325
	1 社会福祉費	1,067,886	1,864	1,069,750
5 農林水産業費		531,832	△ 25,577	506,255
	1 農業費	390,204	△ 26,942	363,262
	2 林業費	141,628	1,365	142,993
11 公債費		922,745	9,510	932,255
	1 公債費	922,745	9,510	932,255
12 諸支出金		645,785	45,330	691,115
	1 公営企業繰出金	640,280	41,800	682,080
	2 基金積立金	5,505	3,530	9,035
歳出合計		8,045,600	590,968	8,636,568

第2表 繰越明許費

(単位：千円)

款	項	事業名	金額
2 総務費	1 総務管理費	平取高等学校学生寮 整備事業	573,148
3 民生費	1 社会福祉費	びらとり温泉施設整備事業	16,973
3 民生費	2 児童福祉費	物価高対応子育て応援手当 支給事業	1,160
5 農林水産業費	1 農業費	産地生産基盤 パワーアップ事業	28,343

第3表

地 方 債 補 正

(単位：千円)

起 債 の 目 的	補 正 前		補 正 後		
	限 度 額	限 度 額	起債の方法	利 率	償 還 の 方 法
新 規 就 業 支 援 事 業	1,100	0	普通貸借又は証券発行	3.0%以内	政府資金については、その融通条件により、その他の場合にはその債権者と協定した条件による。ただし、町財政の都合により据置期間及び償還期間を短縮し、もしくは繰上償還または低利に借換することができる。
平 取 高 等 学 校 学 生 寮 整 備 事 業	7,500	294,000			
農 業 者 就 農 促 進 対 策 事 業	5,000	0			
合 計	576,000	856,400			

1. 総括

歳入歳出予算事項別明細書

(歳入)

(単位：千円)

款	補正前の額	補正額	計
2 地方譲与税	120,100	1,389	121,489
10 地方交付税	3,647,262	38,385	3,685,647
15 国庫支出金	1,071,532	286,575	1,358,107
16 道支出金	475,688	△ 10,761	464,927
17 財産収入	63,579	3,530	67,109
18 寄附金	400,100	5,850	405,950
19 繰入金	559,900	△ 14,400	545,500
22 町債	576,000	280,400	856,400
歳入合計	8,045,600	590,968	8,636,568

(歳出)

(単位：千円)

款	補正前の額	補正額	計	財源内訳			
				特定財源			一般財源
				国・道	地方債	その他	
2 総務費	2,057,519	559,841	2,617,360	285,474	285,400	△ 8,550	△ 2,483
3 民生費	1,395,461	1,864	1,397,325	1,590			274
5 農林水産業費	531,832	△ 25,577	506,255	△ 11,250	△ 5,000		△ 9,327
11 公債費	922,745	9,510	932,255				9,510
12 諸支出金	645,785	45,330	691,115			3,530	41,800
歳出合計	8,045,600	590,968	8,636,568	275,814	280,400	△ 5,020	39,774

2. 歳入

(単位:千円)

款	2	地方譲与税	項	3	森林環境譲与税	目	1	森林環境譲与税
補正前 の額		54,100	補正額		1,389	計		55,489
節		金額	説明					
1	森林環境 譲与税	1,389	森林環境譲与税					1,389

款	10	地方交付税	項	1	地方交付税	目	1	地方交付税
補正前 の額		3,647,262	補正額		38,385	計		3,685,647
節		金額	説明					
1	地方交付税	38,385	普通交付税					38,385

2. 歳入

(単位:千円)

款	15	国庫支出金	項	1	国庫負担金	目	1	民生費国庫負担金
補正前 の額		267,963	補正額		331	計		268,294
節		金額	説明					
4	保険基盤 安定費負担金	331	国民健康保険基盤安定費負担金 331					

款	15	国庫支出金	項	2	国庫補助金	目	1	総務費国庫補助金
補正前 の額		254,081	補正額		285,474	計		539,555
節		金額	説明					
1	総務管理費 補助金	285,474	地域未来交付金 286,574 573,148,000円×1/2 新しい地方経済・生活環境創生交付金 △ 1,100 (新規就業支援事業)					

2. 歳入

(単位:千円)

款	15	国庫支出金	項	3	国庫委託金	目	2	民生費国庫委託金
補正前 の額		1,893	補正額		770	計		2,663
節		金額	説明					
1	国民年金 委託金	770	国民年金事務委託金 770					

款	16	道支出金	項	1	道負担金	目	1	民生費道負担金
補正前 の額		130,236	補正額		489	計		130,725
節		金額	説明					
4	保険基盤 安定費負担金	489	国民健康保険基盤安定費負担金 489					

2. 歳入

(単位:千円)

款	16	道 支 出 金	項	2	道 補 助 金	目	4	農 林 水 産 業 費 道 補 助 金
補正前 の額		202,502	補正額		△ 11,250	計		191,252
節		金 額	説		明			
1	農業費補助金	△ 11,250	新規就農者経営発展支援事業補助金		△ 11,250			

款	17	財 産 収 入	項	1	財 産 運 用 収 入	目	2	利 子 及 び 配 当 金
補正前 の額		3,505	補正額		3,530	計		7,035
節		金 額	説		明			
1	利 子 及 び 配 当 金	3,530	財政調整基金利子		1,389			
			沙流川ダム地域振興基金利子		997			
			ふるさと応援基金利子		643			
			津川基金利子		145			
			森林環境譲与税基金利子		138			
			減債基金利子		106			
			公共施設等整備基金利子		43			
			土地開発基金利子		39			
			地域雇用創出基金利子		17			
			すこやか福祉基金利子		13			

2. 歳入

(単位:千円)

款	18	寄 附 金	項	1	寄 附 金	目	1	寄 附 金
補正前 の額		400,100	補正額		5,850	計		405,950
節		金 額	説 明					
1	寄 附 金	5,850	寄附金 5,850					

款	19	繰 入 金	項	1	基 金 繰 入 金	目	4	平取町ふるさと応援 基金繰入金
補正前 の額		155,200	補正額		△ 14,400	計		140,800
節		金 額	説 明					
1	平取町ふるさと 応援基金繰入金	△ 14,400	平取町ふるさと応援基金繰入金 △ 14,400					

2. 歳入

(単位:千円)

款	22	町債	項	1	町債	目	1	総務債
補正前 の額		97,100	補正額		285,400	計		382,500
節		金額	説					明
1	総務債	285,400	平取高等学校学生寮整備事業 新規就業支援事業					286,500 △ 1,100

款	22	町債	項	1	町債	目	4	農林水産業債
補正前 の額		89,500	補正額		△ 5,000	計		84,500
節		金額	説					明
1	農業債	△ 5,000	農業者就農促進対策事業					△ 5,000

3. 歳 出

(単位:千円)

款	2	総務費	項	1	総務管理費	目	9	企画費
補正前の額	補正額	計	補正額の財源内訳					
			特定財源			一般財源		
			国・道	地方債	その他			
208,733	559,398	768,131	285,474	285,400	△ 8,550	△ 2,926		
節		金額	説明					
12	委託料	3,424	ふるさとワーキングホリデー企画運営業務委託料 平取高等学校学生寮建設工事監理業務委託料					△ 3,000
14	工事請負費	548,724	平取高等学校学生寮建設工事					
17	備品購入費	18,000	平取高等学校学生寮施設用備品					
18	負担金、補助及び交付金	△ 16,600	民間賃貸共同住宅整備費助成金 U I J ターン就業支援金					△ 14,400 △ 2,200
24	積立金	5,850	企業版ふるさと納税基金積立金					5,850

款	2	総務費	項	1	総務管理費	目	10	水資源対策費
補正前の額	補正額	計	補正額の財源内訳					
			特定財源			一般財源		
			国・道	地方債	その他			
53,042	443	53,485				443		
節		金額	説明					
18	負担金、補助及び交付金	443	堰堤維持管理費負担金					443

3. 歳 出

(単位:千円)

款	3	民 生 費	項	1	社 会 福 祉 費	目	1	社 会 福 祉 総 務 費	
補正前の額	補 正 額	計	補 正 額 の 財 源 内 訳						
			特 定 財 源			一 般 財 源			
			国 ・ 道	地 方 債	そ の 他				
332,167	1,094	333,261	820				274		
節		金 額	説 明						
27	繰 出 金	1,094	国民健康保険特別会計繰出金						1,094

款	3	民 生 費	項	1	社 会 福 祉 費	目	5	国 民 年 金 費	
補正前の額	補 正 額	計	補 正 額 の 財 源 内 訳						
			特 定 財 源			一 般 財 源			
			国 ・ 道	地 方 債	そ の 他				
21	770	791	770						
節		金 額	説 明						
12	委 託 料	770	国民年金システム改修委託料						550
			年金生活者支援給付金システム改修委託料						220

3. 歳 出

(単位:千円)

款	5	農 林 水 産 業 費	項	1	農 業 費	目	2	補 正 額 の 財 源 内 訳		
								特 定 財 源		一 般 財 源
補正前の額		補 正 額	計			国・道	地 方 債	そ の 他		
331,804		△ 22,022	309,782			△ 11,250	△ 5,000		△ 5,772	
節		金 額	説 明							
7	報 償 費	△ 4,572	地域おこし協力隊報償費						△ 4,572	
18	負担金、補助 及び交付金	△ 17,450	新規就農者経営発展支援事業補助金 農業者就農促進対策事業補助金 地域おこし協力隊活動費補助金						△ 11,250 △ 5,000 △ 1,200	

款	5	農 林 水 産 業 費	項	1	農 業 費	目	4	補 正 額 の 財 源 内 訳		
								特 定 財 源		一 般 財 源
補正前の額		補 正 額	計			国・道	地 方 債	そ の 他		
46,497		△ 4,920	41,577						△ 4,920	
節		金 額	説 明							
7	報 償 費	△ 3,720	地域おこし協力隊報償費						△ 3,720	
18	負担金、補助 及び交付金	△ 1,200	地域おこし協力隊活動費補助金						△ 1,200	

3. 歳 出

(単位:千円)

款	5	農 林 水 産 業 費	項	2	林 業 費	目	2	林 業 振 興 費
補正前の額		補 正 額	計		補 正 額 の 財 源 内 訳			一 般 財 源
					特 定 財 源			
					国 ・ 道	地 方 債	そ の 他	
	66,103	1,365	67,468					1,365
節		金 額	説 明					
10	需 用 費	△ 524	消耗品費					△ 524
11	役 務 費	△ 100	手数料					△ 100
14	工 事 請 負 費	△ 5,288	公共施設木質化工事					△ 4,989
			作業路整備工事					△ 299
15	原 材 料 費	△ 69	木育教室用材木等					△ 69
18	負担金、補助 及び交付金	△ 11,685	森林環境譲与税活用事業補助金					△ 9,435
			林業担い手対策事業（補助金）					△ 2,250
24	積 立 金	19,031	平取町森林環境譲与税基金積立金					19,031

3. 歳 出

(単位:千円)

款	11	公 債 費	項	1	公 債 費	目	1	元 金
補正前の額		補正額	計		補正額の財源内訳			
					特 定 財 源			一般財源
					国・道	地方債	その他	
893,946		6,365	900,311					6,365
節		金額	説 明					
22 償還金、利子及び割引料		6,365	長期債償還元金					6,365

款	11	公 債 費	項	1	公 債 費	目	2	利 子
補正前の額		補正額	計		補正額の財源内訳			
					特 定 財 源			一般財源
					国・道	地方債	その他	
28,799		3,145	31,944					3,145
節		金額	説 明					
22 償還金、利子及び割引料		3,145	一時借入金利子					3,145

3. 歳 出

(単位:千円)

款	12	諸 支 出 金	項	1	公 営 企 業 繰 出 金	目	1	国 民 健 康 保 険 病 院 特 別 会 計 繰 出 金
補正前の額		補 正 額	計		補 正 額 の 財 源 内 訳			一 般 財 源
					特 定 財 源			
					国 ・ 道	地 方 債	そ の 他	
	533,320	41,800	575,120					41,800
節		金 額	説 明					
27	繰 出 金	41,800	国民健康保険病院特別会計繰出金					41,800

款	12	諸 支 出 金	項	2	基 金 積 立 金	目	1	平 取 町 財 政 調 整 基 金 積 立 金
補正前の額		補 正 額	計		補 正 額 の 財 源 内 訳			一 般 財 源
					特 定 財 源			
					国 ・ 道	地 方 債	そ の 他	
	4,260	1,389	5,649				1,389	
節		金 額	説 明					
24	積 立 金	1,389	平取町財政調整基金積立金					1,389

3. 歳 出

(単位:千円)

款	12	諸 支 出 金	項	2	基 金 積 立 金	目	2	平取町津川基金積立金
補正前の額		補正額	計		補正額の財源内訳			一般財源
					特定財源			
					国・道	地方債	その他	
	141	145	286				145	
節		金額	説明					
24	積立金	145	平取町津川基金積立金					145

款	12	諸 支 出 金	項	2	基 金 積 立 金	目	3	沙流川ダム地域振興基金積立金
補正前の額		補正額	計		補正額の財源内訳			一般財源
					特定財源			
					国・道	地方債	その他	
	547	997	1,544				997	
節		金額	説明					
24	積立金	997	沙流川ダム地域振興基金積立金					997

3. 歳 出

(単位:千円)

款	12	諸 支 出 金	項	2	基 金 積 立 金	目	4	平取町減債基金積立金
補正前の額		補正額		計		補正額の財源内訳		
						特 定 財 源		一 般 財 源
						国・道	地 方 債	そ の 他
	103		106		209			106
節		金 額		説 明				
24	積 立 金		106	平取町減債基金積立金				106

款	12	諸 支 出 金	項	2	基 金 積 立 金	目	5	平取町すこやか福祉基金積立金
補正前の額		補正額		計		補正額の財源内訳		
						特 定 財 源		一 般 財 源
						国・道	地 方 債	そ の 他
	14		13		27			13
節		金 額		説 明				
24	積 立 金		13	平取町すこやか福祉基金積立金				13

3. 歳 出

(単位:千円)

款	12	諸 支 出 金	項	2	基 金 積 立 金	目	6	平取町土地開発基金積立金
補正前の額		補正額	計		補正額の財源内訳			一般財源
					特定財源			
					国・道	地方債	その他	
	38	39	77				39	
節		金額	説明					
24	積立金	39	平取町土地開発基金積立金 39					

款	12	諸 支 出 金	項	2	基 金 積 立 金	目	7	平取町ふるさと応援基金積立金
補正前の額		補正額	計		補正額の財源内訳			一般財源
					特定財源			
					国・道	地方債	その他	
	234	643	877				643	
節		金額	説明					
24	積立金	643	平取町ふるさと応援基金積立金 643					

3. 歳 出

(単位:千円)

款	12	諸 支 出 金	項	2	基 金 積 立 金	目	8	平取町地域雇用創出基金積立金	
補正前の額		補正額	計		補正額の財源内訳			一般財源	
					特定財源				
					国・道	地方債	その他		
	17	17	34				17		
節		金額	説明						
24	積立金	17	平取町地域雇用創出基金積立金						17

款	12	諸 支 出 金	項	2	基 金 積 立 金	目	9	平取町森林環境譲与税基金積立金	
補正前の額		補正額	計		補正額の財源内訳			一般財源	
					特定財源				
					国・道	地方債	その他		
	109	138	247				138		
節		金額	説明						
24	積立金	138	平取町森林環境譲与税基金積立金						138

3. 歳 出

(単位:千円)

款	12	諸 支 出 金	項	2	基 金 積 立 金	目	10	平取町公共施設等整備 基金積立金
補正前の額	補正額	計	補正額の財源内訳					
			特 定 財 源			一 般 財 源		
			国・道	地方債	その他			
	42	43	85			43		
節		金額	説 明					
24	積 立 金	43	平取町公共施設等整備基金積立金					43

地方債の前前年度末における現在高並びに前年度末
及び当該年度末における現在高の見込みに関する調書

(単位：千円)

区 分	前前年度末 現在高	前年度末 現在高見込額	当該年度中増減見込額		当該年度末 現在高見込額
			当該年度中 起債見込額	当該年度中 元金償還見込額	
4 教育・福祉施設等 整備事業債	170,578	203,228	305,800	17,071	491,957
7 過疎対策債	4,103,040	3,877,112	249,000	564,243	3,561,869
合 計	7,244,622	7,068,348	856,400	893,945	7,030,803

議案第13号

令和7年度 平取町介護保険特別会計補正予算（第3号）

令和7年度平取町介護保険特別会計補正予算(第3号)は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算の補正)

- 第1条 歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ418千円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ587,850千円とする。
- 2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表 歳入歳出予算補正」による。

令和8年3月6日 提出

平取町長 遠藤 桂 一

第1表

歳入歳出予算補正

1. 歳入

(単位：千円)

款	項	補正前の額	補正額	計
8 繰越金		12,332	418	12,750
	1 繰越金	12,332	418	12,750
歳入合計		587,432	418	587,850

2. 歳出

(単位：千円)

款	項	補正前の額	補正額	計
4 基金積立金		35	418	453
	1 基金積立金	35	418	453
歳出合計		587,432	418	587,850

1. 総括

歳入歳出予算事項別明細書

(歳入)

(単位：千円)

款	補正前の額	補正額	計
8 繰越金	12,332	418	12,750
歳入合計	587,432	418	587,850

(歳出)

(単位：千円)

款	補正前の額	補正額	計	財源内訳			
				特定財源			一般財源
				国・道	地方債	その他	
4 基金積立金	35	418	453				418
歳出合計	587,432	418	587,850				418

2. 歳入

(単位:千円)

款	8	繰越金	項	1	繰越金	目	1	繰越金
補正前 の額		12,332	補正額		418	計		12,750
節		金額	説明					
1	繰越金	418	前年度繰越金					418

3. 歳 出

(単位:千円)

款	4	基金積立金	項	1	基金積立金	目	1	介護給付費基金積立金
補正前の額	補正額	計	補正額の財源内訳					
			特定財源			一般財源		
			国・道	地方債	その他			
35	418	453					418	
節		金額	説明					
24 積立金		418	介護給付費支払準備基金積立金 418					

議案第14号

令和7年度 平取町国民健康保険病院特別会計補正予算（第1号）

（総 則）

第 1 条 令和7年度平取町国民健康保険病院特別会計補正予算（第1号）は、次に定めるところによる。

（収益的収入及び支出）

第 2 条 令和7年度平取町国民健康保険病院特別会計予算（以下「予算」という。）第3条に定めた収益的収入の予定額を次のとおり補正する。

収入

（単位：千円）

科 目	既定予定額	補正予定額	計
第1款 病院事業収益	901,680	41,800	943,480
第2項 医業外収益	455,501	41,800	497,301

令和8年3月6日 提出

平取町長 遠 藤 桂 一

令和7年度平取町国民健康保険病院事業特別会計予算実施計画変更

収 益 の 収 入

収 入

(単位：千円)

款	項	目	既定予定額	補正予定額	比 較	附 記
1 病院事業収益			901,680	41,800	943,480	
	2 医業外収益		455,501	41,800	497,301	
		2 他会計負担金	354,500	41,800	396,300	

収 益 的 収 入

(単位：千円)

款	1	病 院 事 業 収 益	項	2	医 業 外 収 益	目	2	他 会 計 負 担 金
補正前 の額		354,500	補正額		41,800	計		396,300
	節	金 額			説			明
1	一般会計負担金	41,800			一般会計繰入金			41,800